



埼玉県報

第 2 6 5 6 号
平成26年12月19日
金 曜 日

目 次

規則

- [障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規則の一部を改正する規則\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則\(産業拠点整備課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [妻沼西南土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道鴻巣川島線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成26年度2・3月\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県選管告示第76号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)

規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十七号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

二十三 埼玉県西部地域振興ふれあい 拠点施設自動車駐車場利用料金(指 定駐車場以外の駐車場の利用に限る。)及び自転車駐車場利用料金	免除	
---	----	--

附則

この規則は、平成二十七年三月二十三日から施行する。

規 則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十八号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續に関する規則(平成二十五年埼玉県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則

第一条中「次条において」を「以下」に改め、「第十五条第一項」を削り、「第三条」を「次条第一項及び第十三条」に、「指定管理者の指定の手續」を「管理」に改める。

第三条中「指定管理者の指定の手續」を「管理」に改め、同条を第十三条とする。
第二条中「別記様式」を「様式第五号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

(附属設備の利用料金)

第八条 条例別表第四号の規則で定める上限額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認の申請)

第九条 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第十条 利用料金(貸事務室及び駐車場に係るものを除く。)の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

2 貸事務室及び指定駐車場の利用料金は、その利用をする月の前月の十五日までに納付しなければならない。

3 駐車場(指定駐車場を除く。)の利用料金の納期限については、知事が別に定める。

(利用料金の減免承認の申請)

第十一条 指定管理者は、条例第二十二条の規定により利用料金の減額又は免除に

ついで知事の承認を受けようとするときは、様式第七号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の返還の額等）

第十二条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第二十三条第一号又は第二号に該当するとき 既納の利用料金の全額
- 二 条例第二十三条第三号に該当するとき 既納の利用料金の金額の百分の七十に相当する金額

2 条例第二十三条第三号の規則で定める日は、第二条第二項第一号に規定する利用に係る許可を受けた場合にあつては、利用を開始しようとする日前九十日とする。

3 条例第二十三条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出をしようとするときは、第二条第五項の許可書を添えて、様式第八号の利用許可取消申出書を指定管理者に提出しなければならない。

第一条の次に次の五条を加える。

（利用の許可手続）

第二条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者（第三項及び第四項において「利用申請者」という。）は、様式第一号の利用申請書を知事（条例第十四条第一項の指定管理者にふれあい拠点施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第六条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項前段の利用申請書の提出期間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 多目的ホール、会議室、配膳室及び控室並びにこれらの附属設備の利用 利用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間（多目的ホールの全てを利用する場合にあつては、利用を開始しようとする日の属する月の二十四月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間）

二 貸事務室及び指定駐車場の利用 利用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日から利用を開始しようとする日の二月前までの期間

3 貸事務室の利用に係る第一項の利用申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 利用申請者を特定するための書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、

それぞれ次に定めるもの

イ 個人 住民票の写し

ロ 法人 登記事項証明書及び定款

二 利用申請者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書

類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

三 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書

四 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書

五 その他知事が必要と認める書類

4 第二項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、利用申請者は、同項第一号又は第二号に掲げる期間の前に利用申請書を提出することができる。

5 条例第七条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

6 駐車場（指定駐車場を除く。）の利用の許可の手続については、第一項及び第五項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

（特別の設備等の承認）

第三条 利用権利者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（事業の報告）

第四条 貸事務室の利用権利者は、事業年度（一月一日から十二月三十一日までの期間（法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項の事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了後三月以内に、当該事業年度に係る事業について、知事に報告するものとする。

（貸事務室等の許可の期間の更新）

第五条 条例第五条ただし書の規定による更新を受けようとする者は、利用の許可の期間が満了する日の三月前までに、次に掲げる書類を添えて、様式第三号の利用更新申請書を知事に提出しなければならない。

一 当該申請を行う者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書

類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

- 二 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書
 - 三 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- （貸事務室の利用中止の申出）

第六条 貸事務室の利用権利者が、利用の許可を受けた期間（条例第五条ただし書の規定による更新を受けた者にあつては、更新後の期間）の満了日前に利用を中止しようとするときは、当該利用を中止しようとする日の三月前までに様式第四号の利用中止申出書を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八条関係）

名称	単位	利用料金の上限度（円） （一日につき）
舞台 金びょうぶ	一双	六、八〇〇
設備 講演台（多目的ホール）	一台	八〇〇
講演台（会議室）	同	七〇〇
花台	同	五〇〇
司会者台	同	六〇〇
国旗	一枚	六〇〇
県旗	同	六〇〇
移動式ステージ	一式	一、九〇〇
卓上照明	一台	三〇〇
長机	同	三〇〇
スタッキングチェア	一脚	一〇〇
ハイテーブル	一台	七〇〇
ハイチェア	一脚	二〇〇
移動式つい立て	一台	七〇〇
案内板	同	二〇〇
掲示板	同	五〇〇

映像 設備					照明 設備		音響 設備																	
移動型テレビモニター（会議室）	移動型テレビモニター（多目的ホール）	HDプロジェクター（移動型）	HDプロジェクター（会議室）	HDプロジェクター（多目的ホール）	照明操作卓	スポットライト（○・五キロワット）	スポットライト（○・二五キロワット）	パライト	音声分配機	音声ライン	有線マイク	移動型スピーカー	トランシーバー	ワイヤレスマイクヘッドセット	ワイヤレスマイク	音響ワゴン	音響調整卓（会議室）	音響調整卓（多目的ホール）	レーザーポインター	ホワイトボード	スクリーン（移動型）	スクリーン（会議室）	スクリーン（多目的ホール）	展示用パネル
同	同	同	同	一式	一式	一台	同	同	一台	同	一本	同	一台	一式	一本	同	同	一式	一本	一式	一台	同	一式	一枚
一、三〇〇	一、五〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇	五四、〇〇〇	四、四〇〇	一、五〇〇	二〇〇	五〇〇	一、二〇〇	五〇〇	八〇〇	一、二〇〇	四〇〇	一、七〇〇	八〇〇	三、七〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	一〇〇	二〇〇	二、一〇〇	四、四〇〇	一一、四〇〇	四〇〇

移動型テレビモニター(一〇インチ)	同	五〇〇
RGBケーブル	一本	八〇〇
HDMIケーブル	同	一、二〇〇
スイッチャー	一台	五、一〇〇
分配機	同	一、〇〇〇

別記様式中「(機2機型)」を「(機7機型)」に改め、同様式を様式第五号とし、同様式の前に次の四様式を加える。

様式第1号(1)(第2条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)申請書

			申請日	年	月	日
(宛先)						
埼玉県知事						
(埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)						
次のとおり利用(利用変更)したいので申請します。						
申請者 (主催者)	住所 〒					
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)					
	印					
	利用責任者氏名(代表者と異なる場合に御記入ください。)					
	電話番号	FAX	電子メール			
利用内容 (催事名)						入場予定人数(1日当たり) 人
利用日時	年 月 日() 時 ~ 年 月 日() 時					
利用施設						
附属設備	別紙	入場方法	一般公開	入場券等(有料 無料)	非公開	
	その他()					
広報担当者	主催者		利用責任者			
	その他(下記へ記入)					
	氏名		電話番号			
特記事項						

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式第1号(2)(第2条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)申請書

申請日 年 月 日			
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)			
次のとおり利用(利用変更)したいので申請します。			
申 請 者	住所 〒		
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) 印		
	電話番号	F A X	電子メール
利 用 目 的			
利用を希望する施設		駐車場	区画
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用予定人数	人		
特 記 事 項			

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式第2号(1)(第2条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)許可書

(申請日 年 月 日)			
申 請 者 (主 催 者)	住所 〒		
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)		
	利用責任者氏名		
	電話番号	F A X	電子メール
利用内容 (催事名)			入場予定人数(1日当たり) 人
利用日時	年 月 日() 時 ~ 年 月 日() 時		
利用施設			
附属設備	別紙	入場方法	一般公開 入場券等(有料 無料) 非公開 その他()
広報担当者	主催者 利用責任者 その他(下記へ記入) 氏名		電話番号
特記事項			
<p>上記のとおり多目的ホール等の利用(利用変更)を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事 印 (埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)</p> <p>許可番号 第 号</p>			

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式第2号(2)(第2条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)許可書

(申請日 年 月 日)			
住所 氏名・団体名 代表者名 電話番号			
利 用 目 的			
利用を許可する施設		指 定 駐 車 場	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 の 条 件			
特 記 事 項			
上記のとおり利用(利用変更)を許可します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 埼玉県知事 印 (埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者) </div> <div style="margin-top: 20px;"> 許可番号 第 号 </div>			

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式第3号（第5条関係）

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用更新申請書

申請日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)		
次のとおり利用許可期間を更新したいので申請します。		
申 請 者	住所 〒	
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) 印	
	電話番号	F A X
電子メール		
更新理由		
利用の許可を受けている施設		
既利用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
更新希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
更新に併せて変更しようとする内容		

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式第4号(第6条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用中止申出書

申出日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)		
次のとおり利用を中止したいので申し出ます。		
申 請 者	住所 〒	
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) 印	
	電話番号	F A X
電子メール		
利用の許可を受けている施設		
利用を中止しようとする日	年 月 日	
利用を中止しようとする理由		
特 記 事 項		

受付番号	
受付日	年 月 日
受付者	

様式に次の三様式を加える。

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

1 多目的ホール、会議室、配膳室及び控室

名 称	利用区分	利 用 料 金			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		平 日	日曜日・土曜日・休日	平 日	日曜日・土曜日・休日

2 貸事務室

名 称	利 用 料 金

3 駐車場

区 分	利 用 料 金

4 附属設備

名 称	利 用 料 金

注 1から4までの表によることができないものについては、別紙に記入すること。

様式第7号(第11条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用料金減額(免除)承認申請書

		第 号 年 月 日
(宛先) 埼玉県知事		
埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者 印		
次のとおり利用料金の減額(免除)の承認を受けたいので申請します。		
減額(免除)の対象となる 利用申請者の住所及び氏 名	住 所	
	氏 名	
減額(免除)の対象となる 利用内容、日時及び利用料 金	利 用 内 容	
	日 時	
	利 用 料 金	
減額(免除)の承認を受け ようとする金額		
減額(免除)の承認を受け ようとする理由		

様式第8号(第12条関係)

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用許可取消申出書

申出日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者		
年 月 日付け第 号で許可のあった利用について、次のとおり許可の取消しを受けたいので申し出ます。		
申 請 者 (主催者)	住所 〒	
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) 印	
	利用責任者氏名(代表者と異なる場合に御記入ください。)	
	電話番号	F A X
催物の名称		
申出の理由		
特記事項		

附 則

この規則は、平成二十七年三月二十三日から施行する。

規 則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十九号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十五年埼玉県条例第四十号）

（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年三月二

十三日とし、同項ただし書に規定する規定のうち附則第三項の規定の施行期日は平

成二十六年十二月二十四日とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人将来設計士を夢見る子どもたちを応援する会

三 代表者の氏名

蔵持 幸男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市彦音一丁目七十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の将来設計士を夢見る子どもを対象として、建物の安全に興味を持つ展示会や設計技能体験などを通じ子ども設計士として夢の実現を図り、もって子どもの健全育成と全国の地域における住関連経済活動の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年10月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 契約金額

136,316,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千六百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エクステンション・ジャパン
- 三 代表者の氏名
瀬 川 仁 美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県志木市柏町六丁目五番十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本邦及び海外における国際交流等に関する事業を行い、異文化理解の促進を通して経済の発展及び平和構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

N P O 法 人 T S U B A S A

二 代表者の氏名

松 本 壮 志

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

四 当該認定の有効期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十一年十二月十八日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）文真堂書店狭山入曾店

埼玉県狭山市大字北入曾字御狩場六百八十九番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東亜ディーケーケー株式会社

東京都新宿区高田馬場一丁目二十九番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社文真堂書店 代表取締役 星野洋一

群馬県前橋市小相木町五百五十八番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

高野志津夫

埼玉県朝霞市根岸台二丁目十番二十四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

合同会社西友 職務執行者スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八 一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 一 午前六時から午後十時

荷さばき施設 二 午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

平成二十六年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十六年十二月十一日認可した。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

妻沼西南土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

告示

埼玉県告示第六百二十九号

測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

吉川市吉川中央土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十六年十一月十三日から平成二十七年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千六百三十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、和光市白子三丁目中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

清水 稔	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十一号
小寺 鯛 一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
榎本 俊 夫	埼玉県和光市白子三丁目十一番六十二号
柳 下 豊	埼玉県和光市下新倉五丁目二番二十号
新坂 弘	埼玉県和光市白子三丁目二十八番一号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
小宮 脩二郎	埼玉県和光市白子三丁目十一番四十八号

就任した理事の氏名及び住所

清水 稔	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十一号
小寺 鯛 一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
榎本 俊 夫	埼玉県和光市白子三丁目十一番六十二号
柳 下 豊	埼玉県和光市下新倉五丁目二番二十号
新坂 弘	埼玉県和光市白子三丁目二十八番一号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
小宮 脩二郎	埼玉県和光市白子三丁目十一番四十八号

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣川島線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡川島町大字伊草字上宿並 八一番一地先から同郡同町大字 伊草字上宿並七一番一地先まで		区 間
一三・三七〽二二・六三	一二・八一〽二二・六三	敷地の幅員 (メートル)
一八七・二二		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金 (改築) 整備事業		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字上新郷字西福寺 七〇六八番一地先まで</p>	<p>羽生市大字上新郷字堤外 七五八九番五地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二三・七五 一三二・〇〇</p>	<p>一九・八〇 一三二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇九・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築・橋梁架換工事 による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	百二十二号
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字堤外 七五八九番五地先から 同市大字上新郷字相川 六七七二番四地先まで
供用開始の期日	平成二十六年十二月二十日
備考	<p>道路改築・橋梁架換工事による。</p> <p>昭和四十八年一月十六日付け 埼玉県告示六十八号、 平成十八年三月二十四日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示四十号、 平成十九年三月三十日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告 示二十七号 平成二十六年十二月十九日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十七号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長一〇五四・八〇メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村 一 峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市東五丁目三九五九番一地先		区 間
七・二〇 九・六〇	七・一〇 七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・八〇		延長 (メートル)
歩道整備工事である		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年五月十六日

指令川建セ第二四〇〇八七一号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十二日

川建セ第二六〇一一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高見字町場七百二十二番一、七百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字中爪千二百四十七番地二

門口 洋子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年十二月五日

指令川建セ第二六〇〇三四一号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十五日

川建セ第二六〇一二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字角泉脇三百七十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区奈良町三十番地二 ムルベージュ大宮一〇二

佐藤 由児

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年六月二十五日

指令川建セ第二六〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十五日

川建セ第二六〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字新田千六百十二番二の一部、千六百十二番八の一部、字大串街道千六百七番三の一部、二千三百二十三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百七番地三

新島 貴寛

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十七日

川建セ第二六〇一二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字押出千二百六十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪四丁目十五番地四 リブレブリッサー〇二号室

奥野 涉 奥野 百合香

告 示

埼玉県病院事業告示第三十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 225,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年2月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 239,600リットル

平成27年2月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村、三谷
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月22日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月21日午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年1月22日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年1月13日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成26年12月22日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）（〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 225,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 22, 2015 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. January 21, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

正 誤

埼玉県選管告示第七十六号（平成二十六年十二月二日第二千六百五十一号）中訂正

ページ 行

一 前から五

「五十分の一の数」の下に「、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数」を加える。

一 前から十五

誤
四十万を超える数に

正
八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に

一 前から十七

誤
一、〇五三、三四四人

正
八四〇、〇〇八人

一 前から十九

誤
超える場合にあつては、その超える数に

正
超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に